

第1章

計画の策定にあたって

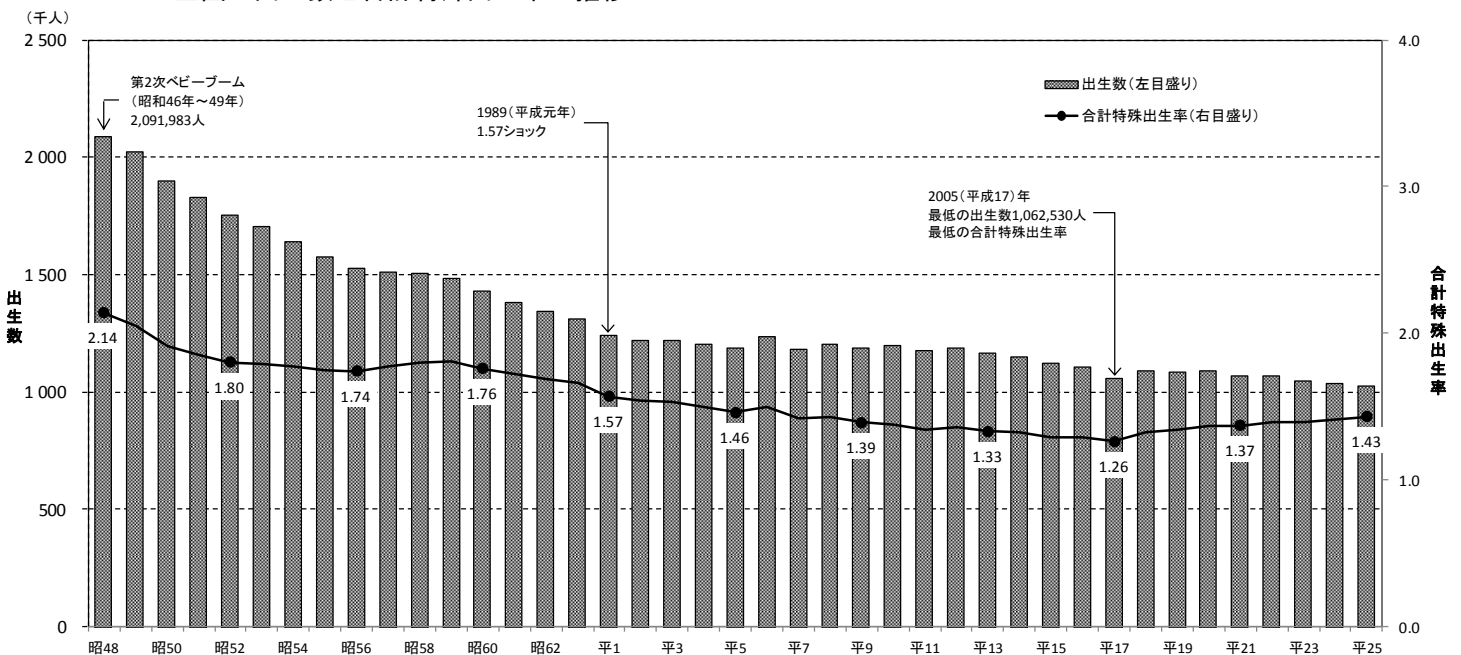
1 計画策定の背景と目的

(1) 少子化の状況

平成元年、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数）が1.57を示し、「1.57ショック」と呼ばれ、日本において少子化が進行しているとの認識が強まりました。さらに平成17年には初めて総人口が前年を下回り、また合計特殊出生率も1.26と過去最低を記録するという、予想以上の少子化の進行がみられました。その後、合計特殊出生率は回復傾向を示しており、平成25年は1.43となったものの、人口の維持に必要とされる合計特殊出生率2.08を大きく割り込んでおり、依然として少子化が進行しています。

このような少子化の進行は、将来の社会経済全体に重大な影響を与えることが危惧されています。同時に、核家族化や地域社会の変容、高齢化の進行など、子どもを取り巻く環境も大きく変化しており、安心して子どもを生み、育てられ、健やかに子どもが育つことのできる環境の整備が最重要課題となっています。

■ 全国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 注) 1. 出生数はその年に生まれた子どもの総数。
2. 合計特殊出生率とは15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数である。

(2) 計画策定の背景と目的

国は平成6年に、少子化対策として取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）を策定しました。平成11年には「少子化対策推進基本方針」と、これに基づく具体的実施計画である「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定されました。

平成15年には、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援のための行動計画を策定することを定めた「次世代育成支援対策推進法」と、少子化対策施策を総合的に推進するための「少子化社会対策基本法」が制定されました。さらに平成16年には「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、これに沿った実施計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。

その後、平成19年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、社会が目指すべき姿や、企業や国民、国や地方公共団体の取り組みと数値目標が示されました。平成20年には地域や職場での次世代育成支援対策を推進するために「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

平成22年、「少子化社会対策大綱」を見直し、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョンとして、社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本的考え方とする「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

しかし、依然として少子化の流れは止まらず、一方で都市部を中心に多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと、核家族化の進行やひとり親家庭の増加にともない子育ての孤立化が懸念されること等、様々な課題が存在しています。これらの課題に対応し、市町村が実施主体となって子どもの年齢や親の就労状況、地域のニーズなどに応じた多様な支援を総合的に提供することを目指し、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「子ども・子育て関連3法」という）が成立し、平成27年4月から本格施行されることとなりました。

子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「計画的な保育の量的拡大と確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を図ることは地方自治体の責務とされ、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

これを踏まえ、本町においても、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるようこの計画を策定するものです。

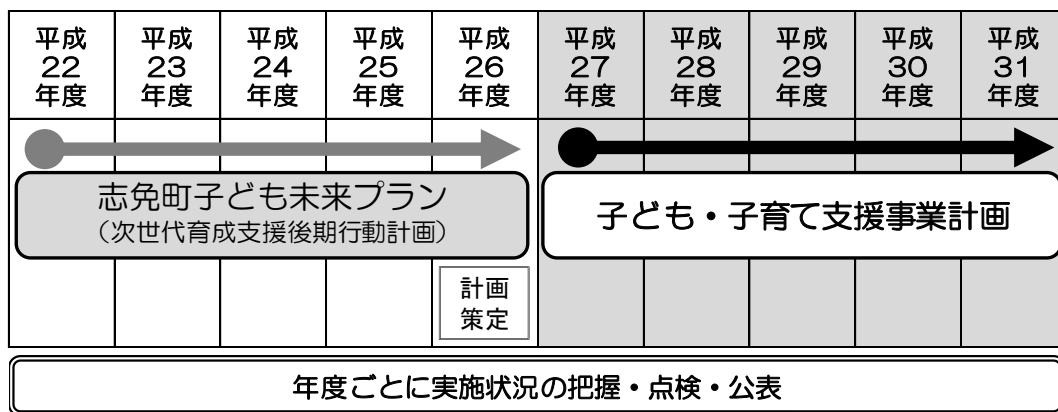
2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条を踏まえ、第61条第1項に基づき策定するものです。志免町では、本計画を「志免町次世代育成支援行動計画」を継承する計画として位置づけます。

また、志免町の最上位計画である「第5次志免町総合計画」の政策目標「未来の担い手と共に育つまち」の実現を図る部門別計画として、「子どもの最善の利益」を守ることを基本として策定します。同時に、「志免町男女共同参画行動計画」、「志免町障害者プラン」等の各部門計画と連携し、整合性を図りながら、本計画における施策を推進していくものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度がはじまる平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



4 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体が対象となります。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳未満とします。

5 教育・保育提供区域の設定

国基本指針において、市町村の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを勘案して、地域の実情に応じて教育・保育の提供区域を定めることとしています。

これらの社会的条件や現在の教育・保育施設の現状などを勘案し、志免町では教育・保育提供区域として全町を1区として定め、今後5年間の教育・保育の量の見込みと確保策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を定めます。